

## 令和5年横瀬町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月) 午前10時から10時46分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

4番 若林想一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。お世話になります。お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。いよいよ年も迫ってきまして、年内最後の農業委員会ということになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

本日、4番、若林想一郎委員から欠席の旨の通告がございましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定によりまして定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第11回の農業委員会を開会いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定による議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思ひますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

7番、町田幸広委員、8番、村越聡委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思ひますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第21号番号1につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号番号1について説明いたします。

議案第21号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆で

す。台帳地目、現況地目ともに畑で、台帳面積は123平方メートルです。譲受人は議案書にございますとおり、町内在住の方であります。譲渡人は議案書にございますとおり、仙台市在住の方であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅の南西およそ45メートルのところ申請地になります。

申請地は、以前から譲受人が所有している隣接農地を管理する際に進入路がないため、譲渡人と話し合い、進入路として利用していました。今回譲渡人も高齢になり、これからも引き続き申請地を利用して農地を管理するために、譲受人と協議を行い、申請に至ったとのこととあります。

農地法第3条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきましては、農地法第3条第2項第1号に規定する全部効率的利用要件として、全ての農地について耕作が認められるか。耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか。農業従事者や農機具の所有状況はどうか。これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号に規定する常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかを判断していただきます。

最後に、農地法第3条第2項第6号に規定する地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかを判断していただきます。

事務局といたしましては、許可基準を全て満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第21号番号1農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月23日午後4時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬駅の南西約45メートル

のところにある農地です。

事務局の説明にもありましたが、今後も農地を管理するため、譲受人と譲渡人で所有権を移転するということでもあります。

第3条の申請の許可基準については満たしていると思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第21号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月23日午後4時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。関口推進委員の説明にもありました通り、許可基準は満たしていると思われまますので、申請のとおり農地の管理のためであれば、許可相当としてよいと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時21分

議 長 会議に戻ります。

担当委員の所見を終了いたしました。

質疑に移ります。質疑のある方は挙手をもってお願いします。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めまます。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号1につきまましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。出席者全員賛成です。

よって、議案第21号番号1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきまましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号番号2につきままして事務局から説明を求めまます。

事 務 局 議案第21号番号2について説明いたします。

議案第21号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆で

す。台帳地目は畑と田、現況地目は畑で、台帳面積は1,308平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに議案書にございますとおり、横瀬町在住の方であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

4ページ目をご覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、八木原農園より北東約85メートルのところ申請地になります。

申請地は、議案第22号でご審議いただきます、譲受人が自己用住宅を建築する計画のある農地に隣接しており、入居と併せて申請地で野菜等を耕作したいと考え、今回の申請に至ったとの事であります。

農地法第3条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきましては、農地法第3条第2項第1号に規定する全部効率的利用要件として、全ての農地について耕作が認められるか。耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか。農業従事者や農機具の所有状況はどうか。これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号に規定する常時従事要件といたしましては、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかを判断していただきます。

最後に、農地法第3条第2項第6号に規定する地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかを判断していただきます。

事務局といたしましては、許可基準の全てを満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きます。担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第21号番号2農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月23日午後4時頃、補助委員の八木原委員と現地確認を行いました。場所は、八木原農園の北東約85メートルのところにあります。

事務局の説明にもありましたが、譲受人が自己用住宅の建築を計画して

いる土地に隣接する農地で、譲受人が申請地で野菜等を耕作したいと考え、譲受人と譲渡人で所有権を移転するということでもあります。

第3条の許可基準については満たしていると思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第21号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月23日午後4時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。関口推進委員の説明にもありましたが、許可基準は満たしていると思われまますので、申請のとおり農地として管理をしていただければ、許可相当としてよいと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時39分

議 長 それでは、会議に戻ります。

担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議 長 質疑なし認めまます。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号2につきましましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。出席者の皆さん全員賛成です。

よって、議案第21号番号2 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましましては、許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第22号につきましまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号について説明いたします。

議案第22号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は387平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに議案書にございますとおり、横瀬町在住の方であります。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、先ほどご審議いただきました議案第21号番号2で申請された農地に隣接する農地で、八木原農園より北東およそ85メートルのところが申請地になります。

本申請は、申請書にも記載されているとおり、譲受人が今後の安定的な生活を送るために、駅に近く、通勤に便利である当該農地に自己用住宅を建築する目的で提出されたものです。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月23日午後4時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、議案第21号番号2で申請された農地に隣接する農地で、八木原農園の北東約85メートルのところにあります。

先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人が賃貸での生活が手狭となったため、自己用住宅の建築をしたいということで転用申請するものであります。周りには既に住宅も多く、駅から近いということもありません。転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第22号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、12月23日午後4時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、周辺にも農地がありますが、建築予定の自己用住宅であれば、周辺農地に与える影響は少ないと判断でき、隣接する農地の所有者からも承諾を得ているため、特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第22号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。出席者全員賛成です。

よって、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理につきましてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長によって整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時46分)